資料３-２

令和3年度 兵庫支部事業計画（案）
主要事項＜抜粋＞

目次

・令和3年度 兵庫支部事業計画KPI　P.3

【基盤的保険者機能 関係】
・業務グループ　P.4～P.5
・レセプトグループ　P.6～P.7

【戦略的保険者機能 関係】
・保健グループ　P.8～P.10
・企画グループ　P.11～P.14

【組織・運営体制 関係】
・総務グループ　P.15

令和3年度　兵庫支部事業計画　KPI

（1）基盤的保険者機能関係	令和３年度KPI設定値	担当G	R2.KPI	実施状況	集計時期
① サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を**100%**とする	業務	100%	100%	R2.10
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を**95.0%以上**とする		92.0% 以上	93.7%	R2上半期
② 効果的なレセプト点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について**対前年度以上**とする	レセプト	0.434% 以上	0.353%	R2.9月
	②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を**対前年度以上**とする　**【R3新設】**		—	—	
③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について**対前年度以下**とする	業務	1.00% 以下	1.15%	R2.11
④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化 債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を**対前年度以上**とする	レセプト	95.0% 以上	93.04%	R2.11
	② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年度以上**とする		47.81% 以上	35.24%	R2.11
⑤ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を**92.7%以上**とする	業務	92.0% 以上	-	-

（2）戦略的保険者機能関係	令和３年度KPI設定値	担当G	R2.KPI	実施状況	集計時期
⑥ 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	① 生活習慣病予防健診受診率を**59.0%以上**とする	保健	57.8% 以上	24.0%	R2.11
	② 事業者健診データ取得率を**8.0%以上**とする		5.9% 以上	1.9%	R2.11
	③ 被扶養者の特定健診受診率を**28.3%以上**とする		26.0% 以上	8.2%	R2.11
⑦ 特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率を**25.3%以上**とする		20.6% 以上	5.7%	R2.11
	②被扶養者の特定保健指導の実施率を**8.0%以上**とする			3.6%	R2.11
⑧ 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を**11.8%以上**とする		12.9% 以上	9.75%	R2.11
⑨ コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を**1,200事業所以上**とする　**【R3新設】**	企画	—	—	–
⑩ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を**39.5%以上**とする		35.5% 以上	33.5%	R2上半期
⑪ ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を**80.0%以上**とする　※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合		80.0% 以上	78.3%	R2.8
⑫ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療調整会議や医療審議会等の場において、医療費データ等を活用した効果的な意見発信を**全支部で実施**する。		全支部で実施	未実施	-

（3）組織・運営体制関係	令和３年度KPI設定値	担当G	R2.KPI	実施状況	集計時期
⑬ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、**20%以下**とする。	総務	14.3% 以下	7.1%	R2上半期

令和３年度　業務グループ事業計画（案）

■事業計画 ＜取組内容・目標＞

■サービス水準の向上

- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。

■令和３年度ＫＰＩ

① サービススタンダードの達成状況を**100%**とする
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を**95.0%以上**とする

■左記に至る背景・事業の現状等

■サービススタンダード達成率（※）（令和元年度）
※現金給付における申請受付から１０日以内の支給割合
100%（兵庫支部）＞ 99.92%（全国平均）
➢ １０日以内にすべて支給

■現金給付等の申請に係る郵送化率（令和２年度上半期）
93.7%（兵庫支部）＜ 94.7%（全国平均）
➢ 前年同期比4.2%上昇するも、全国平均を1.0%下回っている状況
緊急事態宣言を受け、年金事務所内に設置している相談窓口において一時的に受付を中止したことから96.2%まで上昇したが、解除後は、窓口受付を開始。緊急事態宣言前と比較して来訪者数は６割程度となっている。このことから、２年度末は92%程度となると想定。
令和３年２月末をもって年金事務所内に設置している相談窓口をすべて閉鎖することを踏まえ、令和３年度におけるKPIを設定

■お客様満足度調査（令和元年度）の結果 ※２年度は現時点において未実施
総合満足度《窓口》98.1%（兵庫支部）＜ 98.3%（全国平均）
《架電》64.0%（兵庫支部）＜ 64.3%（全国平均）
➢ 窓口・架電とも全国平均を下回っている状況

■事業計画達成に向けた具体的な施策

«現金給付等の申請に係る郵送化率の向上»

◆「限度額セット」（申請書・制度案内・封筒が一体となったセット）を作製し、医療機関や社労士等に配布。**【資料4_P4⑧】**
「任意継続セット」を大規模事業所、国保窓口、健康保険委員等に配布し申請書を入手し易い環境を整える。**【資料4_P4⑧】**
◆広報誌や研修会において、HPの申請書作成支援ツールの活用や申請書等の郵送化に係る周知・広報を引き続き実施する。

«お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上»

◆令和元年度お客様満足度調査結果をもとに以下の取組みを行い、お客様満足度の向上を図る。
優先的改善すべき点：電話対応 ⇒①目的に応じた案内、②適切なスピードや発音、③３コール以内の受電
（電話）前年度のお客様満足度調査結果に対応した電話応対セルフチェックを行う。（第1四半期、第3四半期）
電話等応対FAQを活用する。（通年）
（窓口）支部独自窓口アンケートを行い、その結果を踏まえて更なるお客様満足度の向上を図る。（第２四半期）

令和３年度　業務グループ事業計画（案）

■事業計画 ＜取組内容・目標＞

■柔道整復施術療養費の適正化の推進

多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、審査を強化する。

また、同様の傾向が強い施術者に対し、文書指導及び面接確認を実施するほか、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説した冊子等を同封する等、適正受診の啓発を強化する。

■令和３年度ＫＰＩ

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について**対前年度以下**とする。

■左記に至る背景・事業の現状等

柔道整復施術療養費は全国的には年々減少傾向にあるが、兵庫支部は元年度増加に転じ、支給額は、全国に占める加入者の割合に対し高い傾向である。
また、３部位以上の負傷の施術による申請書件数は、全国平均を大幅に上回っている。

■全国における兵庫支部の加入者数、支給額の割合　　出典：協会けんぽ事業報告書

	加入者数（千人）			支給額（百万円）		
	兵庫支部	全国	割合	兵庫支部	全国	割合
29年度	1,495	38,941	3.8%	2,970	66,697	4.5%
30年度	1,505	39,417	3.8%	2,888	65,981	4.4%
元年度	1,522	40,460	3.8%	2,909	65,291	4.5%

■兵庫支部の請求部位数・日数の状況　　出典：全国支部長会議資料

	3部位以上の施術		月15日以上の施術		3部位以上かつ月15日以上の施術	
	件数	請求割合（全国平均）	件数	請求割合（全国平均）	件数	請求割合（全国平均）
29年度	240,299	34.7%（23.2%）	13,008	1.9%（2.9%）	8,322	1.2%（1.3%）
30年度	227,856	33.4%（22.3%）	11,785	1.7%（2.7%）	7,253	1.1%（1.2%）
元年度	218,310	31.5%（21.4%）	11,551	1.7%（2.6%）	6,934	1.0%（1.1%）
2年度（6月末時点）	44,463	31.0%（21.1%）	2,897	2.0%（3.0%）	1,728	1.2%（1.3%）

■事業計画達成に向けた具体的な施策

«長期・濃厚の傾向が強い施術者に対する文書指導、面接確認の実施»

◆月30件以上の申請があり、平均請求額が高額かつ３部位以上の割合が高いまたは頻回の割合が高い申請傾向の強い施術者を対象に、兵庫支部指導スキームに則り指導文書を送付。

兵庫支部指導スキーム：改善が見られない場合は、①改善報告書の提出を求め、②一定期間経過観察後もなお改善が見られない場合は面接確認を実施する。

«加入者に対する文書照会、適正受診の２次啓発»　　**※1次啓発は、2年度に実施済**

◆多部位、頻回および長期施術の申請や同様の傾向が強い施術所について、加入者に対する文書照会を強化する。

◆２年度に実施した「長期受療者への適正受診の普及を目的とした啓発文書の送付」の効果検証を行い、引続き受療している長期受療者に対して「柔整ガイド」（※）を配布し２次啓発を行う。

※柔道整復施術の仕組みや接骨院・整骨院への正しいかかり方等を掲載した冊子 。**【資料4_P4⑧】**

令和3年度　レセプトグループ事業計画（案）

■事業計画 ＜取組内容・目標＞

■効果的なレセプト点検の推進

・医療費の適正化を図るために、システムを活用した効果的なレセプト点検を実施する。

【資格点検】
・医療機関照会など、資格点検結果の確認を徹底し、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。

【外傷点検】
・負傷原因照会など、外傷点検結果の確認を徹底する。また、損害賠償金請求について、加害者や損保会社に対し早期の折衝を実施する。

【内容点検】
・効果的なレセプト内容点検を実施するため、再審査結果の集計ツール等を活用し、点検員個々の得意・不得意分野の洗い出しを行い、点検員に展開することによりスキルアップを図り、高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を実施する。

■令和３年度ＫＰＩ

❶社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について**対前年度以上**とする。

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

❷協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を**対前年度以上**とする。**【新設】**

■左記に至る背景・事業の現状等

■令和２年度　KPI

（社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする）

❶レセプト点検の査定率　0.434%
■兵庫支部９月現在　0.353%　■全国平均９月現在　0.310%

❷再審査レセプト1件当たりの査定額　（来年度より設定）
■兵庫支部９月現在　5,164円　■全国平均９月現在　5,183円

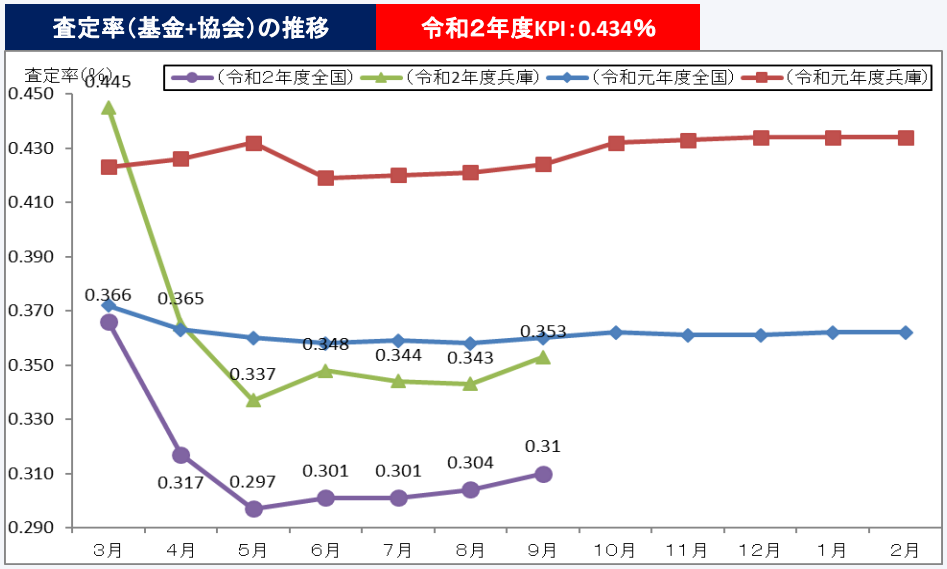

■事業計画達成に向けた具体的な施策

○効果的なレセプト点検の推進

【外傷点検】
❶求償案件の進捗管理を徹底し、効率的な求償事務を行い、求償件数の拡大を図ることにより、効果額向上に結びつけていく。
❷労災の疑義がある案件は、本人・事業所へ照会し、適正な返納・過誤返戻を継続して行う。

【内容点検】
❶再審査結果の集計ツールや統計システムを活用し、点検員の得意・不得意分野を洗い出し、具体的に点検員に展開する。
❷各点検員の再審査レセプト1件当たりの査定額の推移を分析し、高点数レセプト中心の審査へ移行しているか注視する。
❸指導点検員による、後追い点検や質問会（勉強会）で手法の展開を図り、新人点検員のスキルアップに繋げる。

令和３年度　レセプトグループ事業計画（案）

■事業計画 ＜取組内容・目標＞

（１）返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

保険証回収強化のため、日本年金機構の資格喪失処理後２週間以内に、協会けんぽより保険証未回収者に対する返納催告を確実に実施するとともに、事業所に対しても、事業所データ等を活用した文書・訪問により保険証の早期返却依頼と資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。

（２）債権管理回収業務の推進

債権回収強化のため、文書・電話による催告を早期に取組むと共に、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施や、分割納付中断者へのすみやかな催告を実施し、返納金債権の回収率の向上を図る。

■令和３年度ＫＰＩ

❶日本年金機構回収分も含めた資格喪失後１か月以内の保険証回収率を**対前年度以上**とする。

❷返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年度以上**とする。

■左記に至る背景・事業の現状等

■保険証回収率の推移

❶R２年度KPI：95%

（兵庫支部11月現在93.04%）

（全国平均11月現在94.45%）

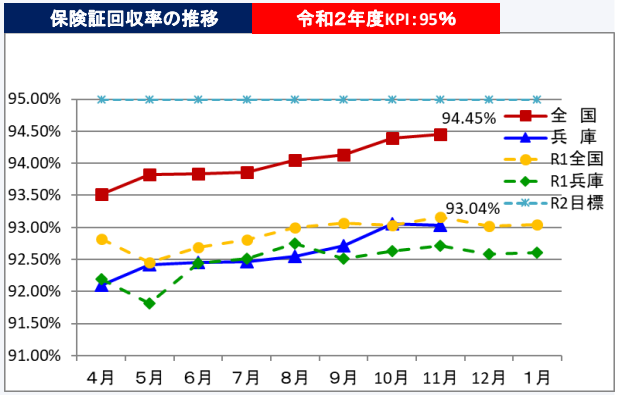

■返納金債権回収率の推移

❷R２年度KPI：47.81%

（兵庫支部11月現在35.24%）

（全国平均11月現在37.30%）

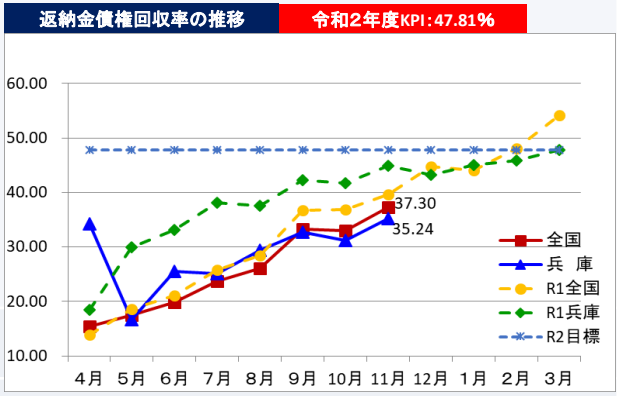

■資格喪失後受診に伴う返納金割合の推移

（令和２年度で終了）

❸R２年度KPI：0.084%

（兵庫支部９月現在0.065%）

（全国平均９月現在0.097%）

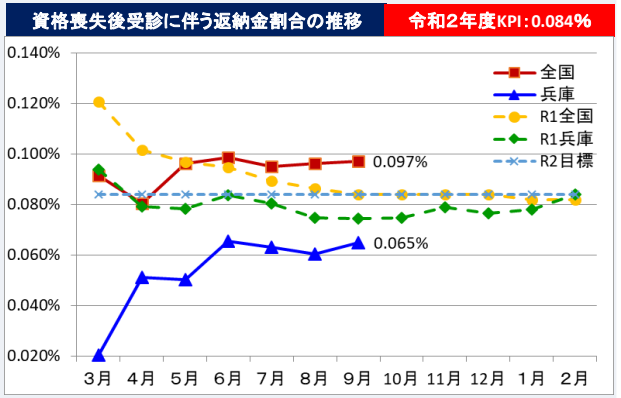

■事業計画達成に向けた具体的な施策

（１）返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

❶ 本人への保険証回収催告にとどまらず、事業所への催告も実施し、回収強化を図る。
❷ 保険証回収率の低い事業所に対し、資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。

（２）債権管理回収業務の推進

❶ 債権早期催告を確実に実施し、交渉が長期化しないよう早期解決を図り、回収率の向上に努める。
❷ 高額債権については、保険者間調整を活用し、早期解決を図り、安易な分割承認も防止して、債権の長期化を抑止する。
❸ 勤務先催告や法的手続きなど、効果的な回収方法を活用し、回収率の向上に努める。
❹ 日本年金機構への住所情報、勤務先、銀行口座等に係る情報提供依頼を行い、不良債権の解消を図る。

令和３年度　保健グループ事業計画（案）

■事業計画 ＜取組内容・目標＞

■特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

■令和３年度ＫＰＩ

〇被保険者（40歳以上）（実施対象者数：615,847人）

①生活習慣病予防健診　実施率**59.0%以上**
（実施見込者数：363,350人）

②事業者健診データ　取得率**8.0%以上**
（取得見込者数：　49,268人）

〇被扶養者（40歳以上）（実施対象者数：173,301人）

③特定健康診査　実施率**28.3%以上**
（実施見込者数：49,045人）

■左記に至る背景・事業の現状等

■健診実施率

	令和元年度実績		令和2年度	
	兵 庫	全 国	兵 庫 KPI	兵庫 11月時現在
①生活習慣病予防健診	54.7%	52.3%	57.8%	24.0%
②事業者健診	5.7%	7.6%	5.9%	1.9%
③被扶養者の特定健診	23.3%	25.5%	26.0%	8.2%

※第3期特定健康診査等実施計画において、平成30年度～令和5年度の実施期間に、毎年度、健診実施者数を一定数以上着実に増加させることにより、令和5年度に全国で特定健康診査実施率65%を達成する目標を設定しています。

■事業計画達成に向けた具体的な施策

①生活習慣病予防健診

・行動に至るきっかけの提供を目的とした行動経済学「ナッジ理論」の活用等により、広報の充実を図る。

・小規模事業所の被保険者に対し、受診勧奨を実施する。**【資料4_P5⑮】**

・受診機会が少ない地域等で出張健診を実施し、その拡大を図る。【資料4_P5⑰】

・事業所検索機能の活用による勧奨対象の抽出、新規適用事業所への勧奨等、事業所に対する受診勧奨を効果的・効率的に実施する。【資料4_P5_⑭】

・インセンティブを活用し、健診実施機関による受診勧奨を効果的に実施する。**【資料4_P5⑪】**

②事業者健診データ取得

・勧奨業務を外部委託にて効果的・効率的に実施する。【資料4_P6⑲】

・データ提供不可事業所に対して、生活習慣病予防健診への切り替え勧奨を実施する。**【資料4_P5⑯】**

・事業者健診データの早期提出を促すため、インセンティブを活用し、健診実施機関に対する勧奨を効果的・効率的に実施する。**【資料4_P6㉑】**

③被扶養者の特定健康診査

・県・市町と連携し、特定健診とがん検診の同時実施体制の拡大を図り、同時受診による利便性の広報を実施する。**【資料4_P7㉔】**

・効果的な商業施設における無料集団健診の実施日程拡大を図る。【資料4_P7㉕】

・特定健診について、被扶養者に対し健診形式や健診時期等を踏まえた効果的・効率的な受診勧奨を実施する。**【資料4_P7㉒】**

令和３年度　保健グループ事業計画（案）

■事業計画 ＜取組内容・目標＞

■特定保健指導の実施率の向上

■令和３年度ＫＰＩ

〇被保険者（特定保健指導対象者数：83,349人）
　特定保健指導実施率　**25.3%以上**（実施見込者数：21,088人）

〇被扶養者（特定保健指導対象者数：4,218人）
　特定保健指導実施率　**8.0%以上**（実施見込者数：338人）

■左記に至る背景・事業の現状等

■特定保健指導実施率

	令和元年度実績		令和2年度	
	兵 庫	全 国	兵 庫KPI	兵庫 11月時現在
被保険者	16.1%	18.0%	21.3%	11.9%
被扶養者	6.3%	11.8%	7.0%	26.2%

※第3期特定健康診査等実施計画において、平成30年度～令和5年度の実施期間に、毎年度、保健指導実施者数を前年度増加数以上着実に増加させることにより、令和5年度に全国で特定保健指導実施率35%を達成する目標を設定しています。

■事業計画達成に向けた具体的な施策

〇被保険者

・健康意識が高い健診結果送付時に案内を行うなど、広報の充実を図る。**【資料4_P9㉟】**
・継続支援を専門機関へ外部委託することにより、初回面談の増加及び継続率の向上を図る。
・情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
・来所型特定保健指導を実施し、保健指導の利用機会拡大を図る。
・大規模事業所を中心に、特定保健指導利用促進に向けた訪問勧奨を実施する。

（外部委託の活用）
・生活習慣病予防健診実施機関との新規契約を推進し、外部委託機関数の増加を図る。
・外部委託機関へ好事例を展開する等により、健診当日における初回面談実施を推進する。
・インセンティブを活用し、外部委託機関による利用勧奨を効果的に実施する。**【資料4_P9㉞】**
・外部委託を活用し、県外在住者等、支部保健師が対応できない特定保健指導対象者に対し、保健指導を着実に実施する。
・支部保健師と委託先保健師との合同研修・意見交換会を実施することにより、保健指導者のスキルアップを図る。

〇被扶養者

・集団健診当日における初回面談実施を推進する。
・市町が実施する健診結果説明会実施時の活用など、市町と連携し、保健指導の利用機会の拡大を図る。

令和３年度　保健グループ事業計画（案）

■事業計画 ＜取組内容・目標＞

■重症化予防対策の推進

（１）未治療者に対する受診勧奨の実施

○【支部】0次勧奨　→健診受診から3か月後に実施
○【本部】1次勧奨　→健診受診から6か月後に実施
○【支部】2次勧奨
　→本部からの1次勧奨実施後、電話による受診勧奨を実施

■令和３年度ＫＰＩ

受診勧奨後3カ月以内に医療機関を受診した者の割合を
11.8%以上とする。

（２）糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

①糖尿病治療中断者への受診勧奨を行う。
②これまでの重症化予防事業を振り返り、専門医のアドバイスを受けながら、市町との連携やかかりつけ医との連携等による今後の重症化予防事業を検討する。

■左記に至る背景・事業の現状等

■未治療者に対する受診勧奨の実績

	一次勧奨発送数	うち、二次勧奨対象者数	一次勧奨後3か月以内受診者数（率）	一次勧奨後6か月以内受診者数（率）
平成29年度健診受診者	13,425人	3,431人	1,290人（9.6%）	2,016人（15.0%）
平成30年度健診受診者	13,631人	3,466人	1,421人（10.4%）	2,165人（15.9%）
令和元年度健診受診者（4月～９月）	7,161人	891人	698人（9.7%）	－

■令和２年度ＫＰＩ：12.9%

【課題】
- 未治療者の中には病識の低い人も多く、正しい知識を得てもらう必要がある。
- 本部からの受診勧奨通知が健診受診6か月後に発送されるため、健康に対する意識が薄れてしまっている。

■事業計画達成に向けた具体的な施策

（１）未治療者に対する受診勧奨の実施

○健診受診後早期の未治療者受診勧奨（0次勧奨）

本部からの一次勧奨よりも早期に、健診受診者の血圧または血糖値が要精検、要治療と判定された者を支部にて抽出し、健診受診後早期に受診勧奨を実施する。

○文書・電話受診勧奨（2次勧奨）**【資料4_P10㊲】**

未治療者に対し文書勧奨を行い、併せて外部委託による電話勧奨を行うことで受診勧奨を効果的・効率的に実施する。
より重症域と判定された未治療者に対しては、保健師より電話勧奨を実施する。

（２）糖尿病性腎症に係る重症化予防事業【資料4_P10㊳】

①糖尿病性腎症治療中断者に対し受診勧奨を実施する。
②これまでの重症化予防事業を振り返り、専門医のアドバイスを受けながら、市町との連携やかかりつけ医との連携等による今後の重症化予防事業を検討する。

令和３年度　企画グループ事業計画（案）

■事業計画 ＜取組内容・目標＞

■コラボヘルスの推進（事業所と保険者の連携）

«主な取組内容»

1．事業所健康度診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る
2．各自治体との健康増進事業の協働実施
3．全職員による事業所訪問の継続実施
4．宣言事業所へのフォローアップの強化、健康講座の提供
5．健康経営セミナーの開催
6．喫煙者に対する効果的な禁煙啓発の実施
7．事業所担当者向けのメンタルヘルスセミナーの開催

■令和３年度ＫＰＩ【新設】

健康宣言事業所数を **1,200事業所以上** とする。

※ 健康宣言事業

・事業所が従業員の健康づくりを積極的に推進することを社内外に宣言すること。
・事業所の医療費や健診結果（**事業所健康度診断カルテ**）等により事業所の健康課題を抽出し、目標の決定から健康づくりの実施までを兵庫支部がサポート。

■左記に至る背景・事業の現状等

■社会的背景

・健康経営の普及
従業員の健康維持・増進に積極的に取り組むことが、企業の生産性や価値を向上させるという考えのもと、健康管理を経営的な視点で捉える企業が増加。

・健康経営優良法人認定制度（経済産業省）
健康経営に取り組む法人を社会的に「評価・見える化」するための表彰制度。（H28創設）
中小規模法人部門では、全国で4,723法人が認定（優良法人2020）された。

・健康宣言と優良法人認定制度
中小規模法人部門の優良法人の認定を受けるには、**保険者が実施する「健康宣言」事業に参加することが必須。**優良法人2020認定の際、兵庫支部の健康宣言事業所の**43.7%が優良法人を取得。（全国でもトップクラス）**

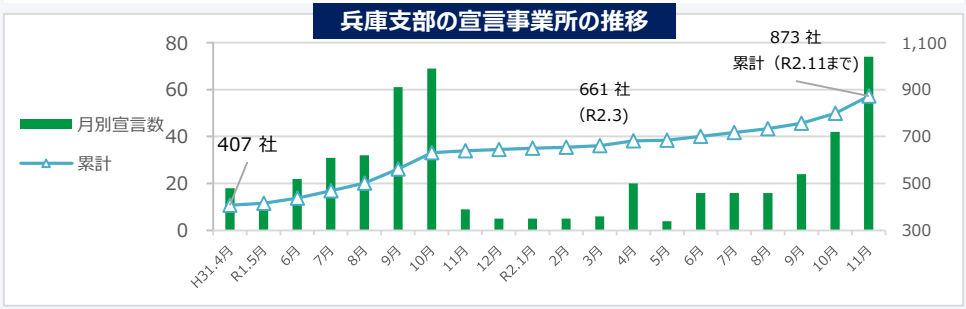

■事業計画達成に向けた具体的な施策

■わが社の健康宣言事業の拡大と質の向上 【資料4_P11㊴㊵㊸】

事業所健康度診断カルテ等を活用し、事業所の健康課題の見える化を図り、文書による案内や全職員による事業所訪問等により、県内事業所または、宣言事業所に積極的に情報提供を実施する。また、宣言事業所へのフォローアップシートにより事業所のニーズを把握し、外部委託による健康講座の提供やメルマガ等により健康情報の提供を行い、事業所におけるヘルスリテラシーの向上を図る。

■各種セミナーの開催 【資料4_P11㊶㊷ P12㊹】

①健康経営セミナー（兵庫県健康づくりチャレンジ企業アワード表彰式）
兵庫県との共同開催により実施。健康経営セミナーの冒頭には兵庫県健康づくりチャレンジ企業アワードを実施し、セミナーでは外部講師による健康経営の講演を行い、事例発表・パネルディスカッションを実施し、普及啓発を図る。

②健康経営優良法人セミナー
経済団体等と協同し、健康経営優良法人2022の取得を目指したセミナーを県内数会場で開催する。

③メンタルヘルスセミナー
昨年度に引き続き、外部委託による事業所担当者向けにメンタルヘルスセミナーを開催する。

■喫煙者に対する禁煙啓発

喫煙率の高い事業所にリーフレット等による禁煙啓発を実施し、喫煙率の低下を図る。

令和３年度　企画グループ事業計画（案）

■事業計画 ＜取組内容・目標＞

■広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

«主な取組内容»

1．支部広報会議を活用した広報の実施
2．メールマガジンの登録者数の拡大
3．ＨＰ、メルマガ、納告同封チラシ等、広報ツールの充実・活用
4．動画配信や位置情報を活用した広報の実施
5．関係団体と連携した共同広報の実施
6．健康保険委員の委嘱拡大・研修会の開催

■令和３年度ＫＰＩ

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **39.5% 以上** とする。

※ ＫＰＩ設定値（カバー率）の計算方法
令和2年9月末日時点（兵庫支部）
①健康保険委員　→　3,618人
②健康保険委員を委嘱している事業所の被保険者の総数　→ **297,699人**
③被保険者数　→　**889,912人**
→**カバー率（②÷③）＝33.5%**
R2目標35.5%　→　目標値まで残り2%　→具体的数字として、②の数字を約18,000名増やすことが必要

■左記に至る背景・事業の現状等

■令和２年度ＫＰＩ 35.5%　【達成状況】 33.5%（9月末）

«被保険者数『上位10支部』のカバー率と順位»

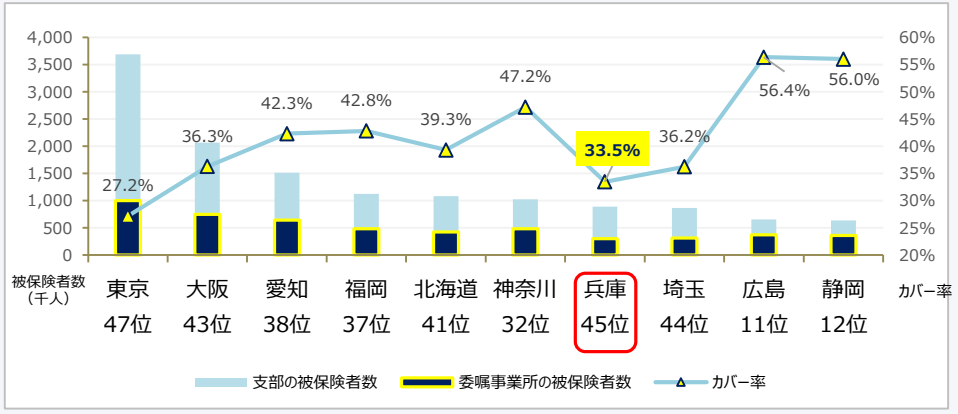

■ 令和２年度　広報の主な取り組み

・**近畿ブロック６支部**（大阪・兵庫・京都・滋賀・奈良・和歌山）がそれぞれ作成している健康保険制度を案内した冊子『協会けんぽのしおり』を**共同で作成**することにより、広報作業の効率化及び調達コストの削減を行った。
・制度に関することは共通ページとし、各支部の取り組み等は、支部独自ページに盛り込んだ。

■事業計画達成に向けた具体的な施策

■広報会議を活用した広報の実施

兵庫支部の広報計画に基づき、また、月次の広報会議で各グループの旬のトピックス等、意見の集約を行い、加入者様への広報を適切な時期に確実に実施する。また、近畿ブロック広報会議等にて、近畿支部の好事例等の情報共有を図り支部の広報活動の活性化を図る。

■協会けんぽ広報ツールの内容の充実及び活用 【資料4_P4⑨⑩】

令和２年度に引き続き、デザイナーと年間契約をすることで、統一したデザインの作成を効率的に行い加入者への訴求力向上を図る。また、従来の広報ツールに加え、動画（youtube等）を活用した広報を実施する。

■健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化

委嘱勧奨の方法について、他支部の好事例を参考に勧奨を実施し、大規模事業所には訪問による委嘱勧奨をあわせて行い委嘱拡大を図る。

また、委嘱拡大と並行し健康保険委員の活動の活性化を図るため、広報ツール（協会けんぽのしおり、ポスター等）の提供やオンライン等による研修会を開催。

令和３年度　企画グループ事業計画（案）

■事業計画 ＜取組内容・目標＞

■ジェネリック医薬品の使用促進

«主な取組内容»

1．加入者に対するジェネリック医薬品軽減額通知（年２回）
2．ジェネリックカルテやデータブックで取り組むべき課題を把握
3．見える化ツールを活用し、医療機関・薬局への訪問等、個別の働きかけを強化
4．県内調剤薬局等への「医薬品実績リスト」の提供
5．位置情報を利用した広報の実施
6．ジェネリック医薬品使用促進残薬バックの作成
7．関係団体と連携したジェネリックセミナーの開催
8．近畿薬剤師学術大会でのジェネリック医薬品使用促進啓発

■令和３年度ＫＰＩ

協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科・DPC・調剤・歯科）を **80.0%以上** とする。

■医療費適正化対策

«主な取組内容»

1．多剤処方者への通知事業
2．お薬手帳未利用者への利用勧奨
3．上手な医療のかかり方の働きかけ

支部作成のお薬手帳ホルダー

■左記に至る背景・事業の現状等

■令和２年度ＫＰＩ　80.0%　【達成状況】 78.3%（R2.8月分）

«ジェネリック医薬品の使用状況 全国・兵庫・徳島・沖縄の比較»

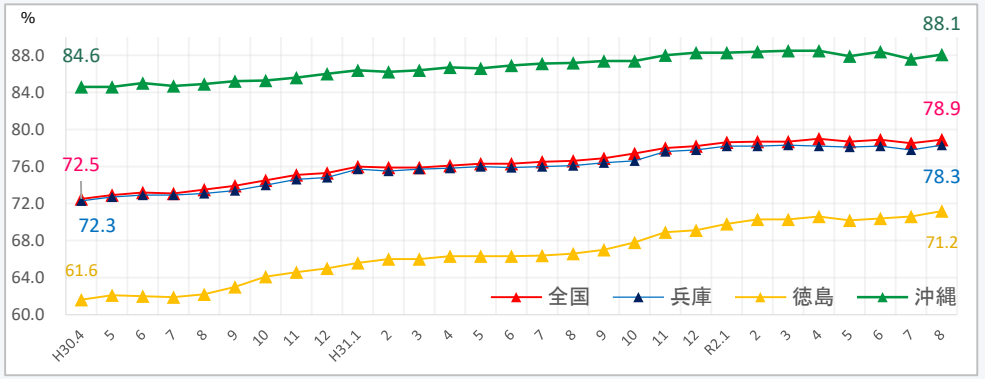

■見える化ツール（協会けんぽの分析ツール）を活用したアプローチ

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」

・令和2年度 各種広報物とあわせ、
県内 2,362薬局 385医療機関に送付

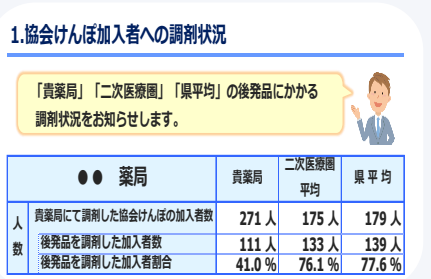

■事業計画達成に向けた具体的な施策

■加入者に対するジェネリック医薬品の使用促進 【資料4_P3⑥】

ジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、加入者に対する軽減額通知事業（本部で年２回実施）を実施し、軽減額通知送付時や新規加入時に希望シールを配布。ジェネリック医薬品に関する広報物は薬局等を通じて配布する等、加入者に対する広報を実施する。また、他支部の事例を参考に「位置情報（ジオターゲティング広告）」を利用した広報を実施する。

■ジェネリック医薬品の使用促進ツールを活用したアプローチ 【資料4_P3①】

協会けんぽ本部より提供される使用促進ツールを使用し、支部の弱みを把握する。また、令和２年度に引き続き、「見える化ツール（ジェネリック医薬品に関するお知らせ）」を活用し、県内の保険薬局・医療機関への訪問を行う等、個別機関に対しピンポイントの働きかけを実施する。

■多剤服薬通知・お薬手帳促進通知による医療費適正化対策 【資料4_P3②④】

複数の医療機関に受診し、多剤投与や相互作用、重複投与などの加入者に対し啓発通知を送付する。また、お薬手帳の持参率の低い加入者に対し、お薬手帳の活用を促す通知書（お薬手帳ホルダーを同封）を送付し、お薬手帳の持参やかかりつけ医・薬局をもつことを啓発する。

令和３年度　企画グループ事業計画（案）

■背景･事業の現状等

兵庫支部の調査研究事業について

・協会けんぽの保有するデータを活用し、各種分析を実施。
・ホームページ上での公開や、県や自治体との会議の場で発信している。医療情報の分析成果や各種保健事業等に関連する研究については、内外に広く発信するため、「日本産業衛生学会」や「日本公衆衛生学会」において発表。

令和2年度　これまでの取り組み

【１】兵庫支部加入者・医療費基本情報分析（平成30年度版）
・レセプトデータから、平成26年度から30年度の医療費総額の推移、年齢階級別医療費の構成比や傷病別医療費、一人当たり医療費の伸び率の寄与度分析を行いホームページに掲載した。また、プレスリリースを実施予定。

【２】禁煙外来の受診回数が禁煙成功率に与える影響について
・第13回日本禁煙学会学術総会（R1.11.4）で発表
・協会けんぽ調査研究報告書（令和2年度）に応募・掲載

【３】レセプトを用いた職域がん検診の精度管理指標の算出方法の検討
※国際医療福祉大学小川教授との共同
・第92回日本産業衛生学会（R1.5.23)で発表
・協会けんぽ調査研究報告書（令和2年度）に応募・掲載

■事業計画＜取組内容･目標＞

■調査研究の推進

«主な取組内容»

1. 令和3年度 支部調査研究事業を実施する。
事業名：血圧・血糖の受診勧奨対象者の３か月以内の受診率実態把握

・**事業の概要**
①要治療者の健診後3か月以内の受診率を健診機関別、事業所別等に調査
②受診率の高いまたは低い健診機関や受診率の高い事業所に受診勧奨方法をヒアリング
③受診に結び付くような特徴的な取組みや好事例等があれば展開できるか検討

・未治療者に対する受診勧奨の現状
【対 象 者】 健診結果で**血圧・血糖値で要治療と判定**され、健診受診前 1か月及び**健診後3か月以内に病院を受診していない人**

【勧奨時期】 **健診6か月後**に受診勧奨（文書）

【受 診 率】 **10.9%** (全国平均は10.8%) ※受診率は通知後3か月以内の受診率

2. 令和2年度　支部調査研究事業の発表
事業名：社長の健康行動が従業員の健康に与える影響

・**事業の概要**
中小企業の社長は大企業と比べて従業員との距離が近く、**社長の働き方、生活習慣や健康状態等が従業員に影響を与えている**のではないかと考え、中小企業の社長の健康状態と企業全体の健康状態の関連について分析を行い、健康経営を推進していくための基礎資料の作成を行う。
【発信方法】公衆衛生学会での発表、ホームページでの掲載、協会けんぽ調査研究報告への応募など

令和３年度　総務グループ事業計画（案）

■事業計画 ＜取組内容・目標＞

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

【主な重点施策】

- ◆ 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
- ◆ ＯＪＴを中心とした人材育成
- ◆ 本部支部間の連携及び内部統制の強化
- ◆ 費用対効果を踏まえたコスト削減等
  ■**令和３年度ＫＰＩ**：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、**20%以下**とする。

■左記に至る背景・事業の現状等

基盤的保険者機能を盤石なものとし、戦略的保険者機能の発揮を確実なものとしていくためには機能を支える組織・運営体制を強化していくことが不可欠。適材適所の人員配置や人材育成、組織活性化のため、研修などを通して職員としての基盤形成や職場定着を図っていくことが必要である。

○支部内研修
・必須研修6科目、独自研修2科目
・採用6年目までの職員を対象とした重点的育成（グループテーマ別学習会の開催）

○内部統制基本方針及び方針に基づく活動スケジュールの策定

○一般競争入札に占める一者応札案件の割合
（令和２年度上半期）：7.1%

	H30年度	R元年度
兵庫支部	19.0%	14.3%
全国平均	26.8%	26.2%

■事業計画達成に向けた具体的な施策

（１）人事制度の適正な運用、ＯＪＴを中心とした人材育成
①管理職層の入口であるグループ長補佐のマネジメント能力の向上を目的とした取組み。
②支部内研修では、必須研修・独自研修のほか、支部の課題に応じた研修を実施。
③通信講座の積極的活用。
④新規採用職員や経験の浅い職員に対し、計画的かつ継続的なＯＪＴ研修を実施。
（２）コンプライアンスの徹底、個人情報保護等に対するリスク管理
①コンプライアンス委員会及び個人情報保護管理委員会の定期的な開催。
②コンプライアンス、セキュリティの自己点検の実施。
（３）本部主導で行う連携強化や内部統制整備への協力
（４）費用対効果を踏まえたコスト削減等
①一者応札案件の減少に努めるため、参加が予想される業者に広くＰＲを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。一者応札となった案件については、アンケート調査等を通じて改善につなげる。